

取 扱 基 準

名 称	新潟市特定建築物耐震診断等補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	不特定多数の者が利用する大規模な建築物などについてその所有者が耐震診断を実施する場合に、診断・設計・改修に要する費用の一部を補助します。また、災害時の避難・救助活動等の円滑な実施のため、緊急輸送道路沿道建築物について、診断・設計に要する費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐ 耐震化率 令和7年度 95%以上 令和8年度 95%以上 令和9年度 95%以上 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	資産評価に係る内容のため公開できません。
補助対象経費の内容	市内にある、昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手した建築物のうち、一定の用途・規模に該当するものの所有者が行う耐震診断費、耐震設計費又は耐震改修工事費
補助額及びその算定方法又は補助率	○大規模建築物 耐震診断： 補助率2/3 （下記の区分毎に算出した金額の合計額を補助対象経費の上限とする。） ・1,000㎡以下の部分は3,670円/㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分は1,570円/㎡ ・2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ 耐震設計：耐震診断と同様（上限400万円） 耐震改修工事：補助率23% ・補助対象経費上限 51,200円/㎡ （5,000㎡未満の場合、上限2,500万円 5,000㎡以上の場合、上限5,000万円） ○第1次緊急輸送道路の沿道建築物 耐震診断：補助率2/3（上限300万円） 耐震設計：補助率2/3（上限300万円） 耐震改修工事、除却工事：補助率2/3（上限2,000万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 補助事業者の負担を軽減することで、耐震化を促進するため。
開始時期	令和 7 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 9 年 9 月 3 0 日
終 期	令和 10 年 3 月 3 1 日 （終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	[内容] [媒体]
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2841 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp